

5-8. 職制に応じた名札の制式について

令和 6 年 12 月 20 日
議会事務局 局長 決裁

職制に応じた名札の制式について(平成 31 年 3 月 31 日議会事務局 局長 決裁)の全部を改正する。

この運用は、那覇市議会事務局職員の名札及び職員証に関する規程に関し必要な事項を定める要綱(令和 6 年 12 月 20 日議会事務局 局長 決裁)第 2 条第 3 項の規定により別に定める名札について定めるものとする。

当該名札については、次の 1 から 3 までの要件を全て満たし、相手が名札として見やすいものであること。ただし、当該名札については、貸与するものではない。

1 対象者

議会事務局職員とする。

2 材質

琉球漆器等の沖縄県の特産品

3 記載事項

- (1) 市紋章
- (2) 那覇市
- (3) 氏名

4 施行日

この運用は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(備考)

この運用で認められた名札

- 1 沈金琉球漆器名札 令和 7 年 1 月 1 日付け適用。

【制定理由】

訓令の一部改正に伴い、琉球漆器等の名札を使用する根拠が変わることによる全部改正。